第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	子どもの育ち支援システムファイル
行政機関等の名称	尼崎市長、尼崎市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局子どもの育ち支援センターこども企画推進課 こども青少年局子どもの育ち支援センターこども相談支援課 こども青少年局子どもの育ち支援センター北部こども家庭支援担当 こども青少年局子どもの育ち支援センター南部こども家庭支援担当 こども青少年局児童相談所こども安心支援課 こども青少年局児童相談所こども保護課 教育委員会事務局学校教育部特別支援教育担当 教育委員会事務局教育総合センターこども教育支援課
個人情報ファイルの利用目的	子どもの育ち支援センターにおける子どもや子育て家庭への支援実施に際し、子どもが置かれている状況を出来る限り詳細に捉えた上で適切な支援につなげるために利用する。
記録項目	１統一コード、２氏名、３生年月日、４住所、５性別、６続柄、７世帯構成、８発禁情報、９所得状況、10 扶養状況、11 世帯の現況、12 保健指導歴、13 健診・予防接種歴、14 乳児全戸訪問記録、15 生活保護受給の有無、16 精神障害等級、17 身体障害等級、18 知的障害等級、19 障害児通所支援事業の利用状況、20 保育所(園)・幼稚園・認定こども園・児童ホームの利用状況、21 児童扶養手当の受給の状況、22 就学先(小・中学校)、23 相談業務内容、24 学校出席状況、25 学校健診結果、26 就学時健診児童面接結果、27 就学時健診在籍園調査結果
記録範囲	支援を必要とする子ども及びその保護者等
記録情報の収集方法	児童福祉法第 10 条、児童虐待の防止等に関する法律第 13 条の 4、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 2 号に基づく利用及び相談業務での聞き取り等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	兵庫県警察本部
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当 （所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－

個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□ 法第60条第2項第2号 （手作業処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☑ 有　□ 無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	いくしあ診療所電子カルテシステム	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局子どもの育ち支援センター　こども相談支援課	
個人情報ファイルの利用目的	診療をする際には医師法第 24 条で、診療に関する事項を診療録に遅滞なく記載することが求められているため	
記録項目	１患者番号、２氏名、３生年月日、４住所、５性別、６医師診察記録、７保健師記録、８心理記録、９作業療法記録、１０言語療法記録、１１看護師記録、１２情報提供書、１３要否意見書、１４療育手帳申請証明書、１５診断書、１６他課への連絡票、１７来院証明書、１８その他	
記録範囲	支援を必要とする子ども及びその保護者等	
記録情報の収集方法	児童福祉法第 10 条、児童虐待の防止等に関する法律第 13 条の 4、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 2 号に基づく利用及び相談業務での聞き取り等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☑ 有　□ 無	
備考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	尼崎市学びと育ち研究所ファイル
行政機関等の名称	尼崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局子どもの育ち支援センターこども青少年課
個人情報ファイルの利用目的	尼崎市学びと育ち研究所の研究員等が行う科学的根拠（エビデンス）に基づく子ども・教育政策の研究のために利用する。
記録項目	１　保育児童台帳データ（氏名、性別、生年月日、統一コード、世帯コード、住所、年齢、保護者氏名、保護者統一コード、利用希望の具体的な理由、保育を必要とする理由、自治体名、利用保育施設名（事業者名）、生保該当、障害者該当、自治体階層、国階層、保育料、世帯構成）、２　保健衛生システム（出生体重）データ（氏名、性別、生年月日、統一コード、世帯コード、週数、出生体重）、３　保健衛生システム（乳幼児健診）データ（氏名、性別、生年月日、統一コード、世帯コード、住所、問診、体重、身長、頭囲、小児科診察、歯科検診、指導内容、予防接種）、４保健衛生システム（妊娠届）データ（氏名、生年月日、統一コード、世帯コード、妊娠週数、妊娠歴、既往歴、喫煙、飲酒）、５保健衛生システム（妊婦検診）データ（氏名、生年月日、統一コード、世帯コード、妊娠週数、受診日、身長、体重、血圧、検尿）、６　住民基本台帳データ（氏名、性別、生年月日、統一コード、世帯コード、世帯主との続柄、住所、市の区域内において新たに住所を変更したものについてはその住所を定めた年月日、届出年月日、小学校区、中学校区、住民区分、特別永住資格）、７　学力・生活実態調査結果（氏名、学校名、学年、組、性別、学力テスト結果、アンケート回答、学年順位）、８　あまっ子ステップ・アップ調査結果（氏名、学校名、学年、組、出席番号、性別、生年月日、学力テスト結果、アンケート回答）、９　生活保護システムデータ（氏名、性別、生年月日、統一コード、世帯コード、保護開始年月日、学校名等、続柄、年齢、住所、世帯の種類）、１０　就学援助データ（氏名、学校名、学年、性別、生年月日、認定区分）、１１　児童・生徒健康診断データ（学校名、氏名、学年、組、出席番号、性別、生年月日、身長、体重）、１２　第３の居場所事業（支援が必要な家庭向け学童保育サービス）データ（氏名、生年月日、性別、学校名、家族構成、ケース内容）、１３　生活困窮者学習支援事業データ（氏名、生年月日、統一コ

	ード、養育者の就業状況、利用開始日、休止日、利用拠点、利用状況、利用に関する事前の意向、事業拠点ごと運営状況（登録者数、利用者数）、事業拠点ごと進路状況、事業拠点ごと学校・学年別利用者数）、１４　小・中学校配付パソコンのアカウントデータ（氏名、学校名、学年、パソコンの個体識別番号）、１５　児童・生徒名簿（氏名、学校名、学年、組、出席番号、性別、生年月日）、１６　小学校１年生の出身園データ（氏名、学校名、学年、組、出席番号、性別、出身保育所園・幼稚園等）、１７　小学校座席表データ　（氏名、学校名、学年、組、出席番号、性別、生年月日、座席位置）、１８　尼っこ健診結果（氏名、性別、生年月日、統一コード、世帯コード、出生体重、在胎週数、問診、健診）、１９　小学校１年生アンケート結果（氏名、学校名、年、組、出席番号、性別、生年月日、アンケート回答）、２０　コロナ禍生活アンケート結果（氏名、学校名、学年、組、出席番号、学級種別、性別、生年月日、アンケート回答）、２１　ヤングケアラーアンケート結果（パソコンの個体識別番号、アンケート回答）、２２　ヤングケアラー支援事業（ピアサポート事業）データ（氏名、学校名、学年、応募経路、各回の参加有無、相談内容、備考）、２３　ヤングケアラー支援事業（世帯訪問支援事業）データ（氏名、生年月日、統一コード、申請者の続柄、事業所、支援内容、予定頻度、申請受理日、開始日、終了日、終了理由、利用枠、各月の利用回数と時間）、２４　市立小・中学校の長期欠席者データ（氏名、学校名、学年、組、性別、欠席日数、欠席理由等）、２５　学童保育システムデータ（氏名、学校名、学年、生年月日、性別、保護者氏名、障害）、２６　子どもの育ち支援システム（いくしあ総合相談窓口の経過記録）データ（氏名、統一コード、生年月日、性別、地区、（初回）受付日時、受付時年齢、相談経路、相談種別、経過記録日時、行動区分（例　電話）、行動区分対象（例　保護者）、概要、保護者の統一コード、世帯コード）、２７　障害福祉総合システム（児童発達支援及び放課後等デイサービス）データ（氏名、統一コード、世帯コード、生年月日、性別、申請事由名、サービス名、支給量、支給量単位）、２８　障害福祉総合システム（身体障害者手帳及び療育手帳）データ（氏名、統一コード、性別、生年月日、身体障害者手帳等級、療育手帳程度）、２９　障害福祉総合システム（精神障害者保健福祉手帳）データ（氏名、統一コード、性別、生年月日、等級）、３０　児童扶養手当データ（氏名、統一コード、支給区分、対象児童数、支払差止状況、現況届最終提出年度、児童氏名、児童統一コード、児童生年月日、児童性別、続柄、同居の有無、障害の有無、該当事由、事由発生日）、３１　歯科検診結果（氏名、学

	校名、学年、組、出席番号、性別、検診結果）
記　　録　　範　　囲	１　保育所園・幼稚園等を利用する児童（平成１１年度以降） ２　出生した者（平成１３年１月１日以降） ３　乳幼児健診受診者（平成１２年度以降） ４　妊娠を届け出た者（平成１８年度以降） ５　妊婦健診受診者（平成１８年度以降） ６　年齢が０歳から２６歳の者を含む世帯全員（平成２４年度から平成２９年度まで）、平成３年度以降に生まれた者を含む世帯全員（平成３０年度）、平成１３年度以降に生まれた者を含む世帯全員（令和元年度以降） ７　学力・生活実態調査対象者（平成１６～２４・２７年度に市立小・中学校で実施） ８　あまっ子ステップ・アップ調査対象者（平成３０年度以降に市立小・中学校で実施） ９　生活保護受給者（平成１６年度以降） １０　市立小・中学校で就学援助の認定を受けた児童・生徒（平成２６年度以降） １１　市立小・中学校の児童・生徒（平成２９年度以降） １２　要保護児童対策地域協議会において要保護又は要支援の認定を受けた、第３の居場所事業の対象小学校の児童 １３　生活困窮学習支援事業の対象児童・生徒（平成２６年度以降） １４　市立小・中学校に在籍した小学４年生から中学３年生までの児童・生徒（令和３年度） １５　市立小・中学校の児童・生徒（平成２９年度以降） １６　市立小学校の一年生児童（平成２９年度以降） １７　市立小学校に在籍した児童の一部（平成３０年度から令和元年度まで） １８　尼っこ健診（市内在住の小学５年生及び中学２年生が対象）受診者（平成２２年度以降） １９　市立小学校の一年生児童（令和元年度から令和４年度まで） ２０　市立小・中学校の児童・生徒（令和２年度） ２１　市立小・中学校に在籍した小学４年生から中学３年生までの児童・生徒（令和３年度） ２２　ヤングケアラー支援事業（ピアサポート事業）対象者（令和４年度） ２３　ヤングケアラー支援事業（世帯訪問支援事業）対象者（令和４年度） ２４　市立小・中学校の長期欠席者（令和２年度以降）

	２５　市立児童ホームの利用者・待機者（平成２５年度以降） ２６　いくしあ総合相談窓口利用者（令和元年度以降） ２７　児童発達支援及び放課後等デイサービスの支給決定を受けている人（平成２４年度以降） ２８　１８歳以下の身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者（平成２４年度以降） ２９　１８歳以下の精神障害者保健福祉手帳所持者（平成２４年度以降） ３０　児童扶養手当受給者（平成３０年度以降） ３１　市立小・中学校に在籍した小学４年生から中学３年生（令和３年度）、市立小・中学校に在籍した小学５年生から中学３年生（令和４年度）
記録情報の収集方法	１　こども青少年局こども入所支援担当及び教育委員会事務局就学前教育課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に基づき収集 ２　保健局健康増進課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 2 号に基づき収集 ３　福祉局北部・南部地域保健課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 2 号に基づき収集 ４　保健局健康増進課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 2 号に基づき収集 ５　保健局健康増進課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 2 号に基づき収集 ６　総務局市民課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 2 号に基づき取得 ７　教育委員会事務局学校教育課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 3 号に基づき収集 ８　教育委員会事務局学校教育課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 3 号に基づき収集 ９　福祉局北部・南部保健福祉管理課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 2 号に基づき収集 １０　教育委員会事務局学事課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 3 号に基づき収集 １１　教育委員会事務局保健体育課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 3 号に基づき収集 １２　こども青少年局こども相談支援課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 2 号に基づき収集 １３　福祉局北部・南部保健福祉管理課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 2 号に基づき収集 １４　教育委員会事務局学校 ICT 推進課が保有するデータを、個

	人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号に基づき収集 １５　教育委員会事務局学び支援課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号に基づき収集 １６　教育委員会事務局学び支援課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号に基づき収集 １７　教育委員会事務局学び支援課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号に基づき収集 １８　保健局健康支援推進担当が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号に基づき収集 １９　アンケート調査 ２０　アンケート調査 ２１　アンケート調査 ２２　本人の申告 ２３　こども青少年局こども相談支援課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号に基づき収集 ２４　教育委員会事務局こども教育支援課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号に基づき収集 ２５　こども青少年局児童課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号に基づき収集 ２６　こども青少年局児童相談所設置準備担当が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号に基づき収集 ２７　福祉局障害福祉政策担当が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号に基づき収集 ２８　福祉局障害福祉政策担当が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号に基づき収集 ２９　保健局疾病対策課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号に基づき収集 ３０　こども青少年局こども福祉課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号に基づき収集 ３１　教育委員会事務局保健体育課が保有するデータを、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号に基づき収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
	☑法第60条第2項第1号	□　法第60条第2項第2号

個人情報ファイルの種別	（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □ 有　☑ 無	（手作業処理ファイル）
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童手当受給資格者ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局子どもの育ち支援センターこども福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当受給資格の認定・消滅及び支給管理を行うために利用する。	
記録項目	１住所（受給資格者、配偶者、児童）、２氏名（受給資格者、配偶者、児童）、３生年月日（受給資格者、配偶者、児童）、４性別（受給資格者、配偶者、児童）、５年金区分、６配偶者の職業、７現況情報（提出日、判定日）、８振込み金融機関、９連絡先、１０児童手当の種類（区分）、１１申請日、１２申請理由、１３認定日、１４消滅日、１５所得状況（受給資格者、配偶者）、１６支払状況、１７支払改定状況、１８病歴及び拘禁状況	
記録範囲	児童手当の申請等に係る関係書類を提出した者	
記録情報の収集方法	請求者から提出される児童手当の申請等に係る関係書類により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目23番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第60条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑　有　　□　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当受給資格者台帳	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局子どもの育ち支援センターこども福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当給付事業に利用	
記録項目	１個人番号、２氏名、３住所、４生年月日、５電話番号、６支払先金融機関、７請求年月日、８認定年月日、９支払い開始年月日、10 転入年月日及び転入元住所、11 資格喪失年月日及び資格喪失事由、12 転出年月日及び転出先住所、13 受給者との続柄、14 該当事由及び事由発生日、15 年金等受給状況、16 配偶者の障害及び拘禁について、17 収入・所得、18 支払履歴及び手当月額	
記録範囲	児童扶養手当受給者、資格喪失・転出した受給者、対象児童、配偶者及び扶養義務者	
記録情報の収集方法	本人から提出される各申請書、本市が保有する公簿及び情報連携による他の行政機関からの情報提供で収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	都道府県、他の市区町村、教育委員会事務局学事企画課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☑ 有　□ 無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金借受人ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局子どもの育ち支援センターこども福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還管理を行うために利用する。	
記録項目	１住所、２氏名、３生年月日、４連絡先、５引落金融機関	
記録範囲	母子父子寡婦福祉資金貸付金を申請した者、連帯借受人、連帯保証人	
記録情報の収集方法	申請者から提出される書類、本市が保有する公簿	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル ☑ 有　□ 無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	施設型給付等の給付業務ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局保育児童部保育管理課	
個人情報ファイルの利用目的	特定教育・保育施設に給付する施設型給付費等の算定のために利用する。	
記録項目	１児童番号、２児童名、３生年月日、４年齢、５認定区分、 ６利用者負担額の階層区分、７利用者負担額、 ８開所日に対する在籍日数、 ９保育士等の勤務形態及び勤務履歴、 １０保育士等の勤続年数	
記録範囲	特定教育・保育施設に在籍する児童	
記録情報の収集方法	特定教育・保育施設からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☑　法第 60 条第２項第２号 （手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル ☑　有　　□　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	施設等利用費等の給付業務ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局保育児童部保育管理課	
個人情報ファイルの利用目的	特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に利用する。	
記録項目	１児童番号、２児童名、３生年月日、４年齢、５認定区分、６在籍情報、７支給情報、８口座情報	
記録範囲	特定子ども・子育て支援施設に在籍する児童	
記録情報の収集方法	施設等利用給付認定保護者及び特定子ども・子育て支援施設からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目23番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	☑　法第60条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑　有　　□　無	
備考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	保育児童台帳情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局保育児童部こども入所支援担当	
個人情報ファイルの利用目的	保育施設への利用申請時から利用期間中、退所後の児童に係る管理事務及び費用徴収事務に利用する	
記録項目	１申請日、２住所、３保護者氏名、４電話、５児童氏名、６児童生年月日、７児童年齢、８児童性別、９利用を希望する期間、１０利用を希望する曜日・時間、１１その他の施設等の申込状況、１２希望月に入所不可の場合の利用申請取下可否、１３利用を希望する施設名（事業者名）、１４世帯員氏名、１５児童との続柄、１６世帯員生年月日、１７世帯員性別、１８世帯員の同居別居、１８世帯員の現在の状況、２０保育を必要とする理由、２１現在の保育の状況、２２同居の親族の状況、２３祖父母の状況、２４児童の状況、２５きょうだいの入所申込、２６自治体名、２７住基世帯番号、２８住基個人番号、２９利用保育施設名（事業者名）、３０市民税均等割課税額、３１市民税所得割課税額、３２生保該当、３３障害者該当、３４自治体階層、３５国階層、３６口座登録年月日、３７銀行・支店名、３８口座番号、３９口座名義人氏名、４０保育料、４１調定金額、４２延滞金、４３手数料、４４還付充当額、４５収納金額、４６未納金額、４７納付期限、４８督促納期限、４９日計年月日、５０処理年月日	
記録範囲	保育施設への利用申請者、利用者、卒園者、退所者	
記録情報の収集方法	利用申請者及び利用者からの申請等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	保育施設	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル ☑ 有　□ 無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	緊急連絡簿	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局保育児童部保育運営支援課	
個人情報ファイルの利用目的	緊急時の連絡に利用	
記録項目	1 児童名、2 生年月日、3 性別、4 写真、5 住所、6 電話番号、7 保育の認定時間、8 保護者の連絡先（氏名・続柄・勤務先の所在地・電話番号）、9 保護者に代わる連絡先（氏名・続柄・住所・電話番号）10 勤務時間、11 通勤時間、12 送迎者、13 休日、14 かかりつけの医院、15 健康保険の有無、16 乳児医療等の有無、17 薬・注射によるアレルギーの有無、18 血液型、19 自宅付近の略図、20 よい子ネット登録、21 迎えに来られる方・続柄・生年月日・電話番号、22 引渡時記入欄	
記録範囲	公立保育所入所児童及びその保護者	
記録情報の収集方法	保護者が記入し、入所初日（継続児童の場合は毎年度当初）に保育所に提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	□　法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☑　法第 60 条第 2 項第 2 号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □　有　　□　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童保育台帳	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局保育児童部保育運営支援課	
個人情報ファイルの利用目的	入所児童の保育のため	
記録項目	1 児童名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 続柄、7 入所歴（入所・転所・退所）、8 家族状況（氏名・続柄・生年月日）、9 妊娠・出産の状況（妊娠中、分娩時・新生児期・栄養の状況）、10 発育の状況（生後～1 歳頃）、11 予防接種の履歴、12 既往症及び病歴、13 乳幼児健康診断の履歴、14 体質的特徴、15 健康診断及び結果、16 身体計測表、17 保育経過記録、18 保育所における成育状況、19 保護者名、20 卒所日、21 就学先、22 保育所名、23 就学に向けての発達状況、24 配慮すべき事項	
記録範囲	公立保育所入所児童及びその保護者	
記録情報の収集方法	公立保育所入所面接資料及び保育基礎資料からの転記	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	□　法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☑　法第 60 条第 2 項第 2 号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □　有　　□　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	障害児保育巡回指導台帳	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局保育児童部保育運営支援課	
個人情報ファイルの利用目的	保育所入所の障害児保育適用児童の保育のため	
記録項目	1 児童名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 続柄、7 入所歴（入所・転所・退所）、8 家族状況（氏名・続柄・生年月日）、9 妊娠・出産の状況（妊娠中、分娩時・新生児期・栄養の状況）、10 発育の状況（生後～1 歳頃）、11 障害の状況・診断医療機関等・診断年月日、12 現病歴及び医療機関等、13 障害児担任名・判定指導員名、14 質問事項及び指導を受けた内容（健康・人間関係・環境・言葉・表現）、15 現在の子どもの姿及び保育士の配慮（健康・人間関係・環境・言葉・表現）、16 障害区分、17 身体障害者手帳の有無、18 療育手帳の有無、19 関係機関等、20 発達・身体・情緒の状況	
記録範囲	公立保育所入所の障害児童	
記録情報の収集方法	障害児判定指導員による指導の観察及び保育所職員との面接 保護者からの聞き取り、母子手帳からの転記などによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	□　法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☑　法第 60 条第 2 項第 2 号 （手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □　有　　□　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	保育所入所面接台帳	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局保育児童部保育運営支援課	
個人情報ファイルの利用目的	保育所入所内定児童の入所面接のため	
記録項目	1 児童名、2 性別、3 生年月日、4 保護者氏名、5 面接に来た人の氏名及び続柄、6 住所、7 電話番号、9 保育の認定時間、10 家族状況（氏名・続柄・生年月日）、11 家族での呼び名、12 今まで保育していた人、13 保育所への要望等事項、14 視力、15 聴力、16 運動機能、17 食事、18 排泄、19 睡眠、20 衣服の着脱、21 運動、22 社会性、23 言葉、24 遊び、25 保護者等の区分、26 保護者の勤務時間、27 保育時間（予定）、28 ならし保育送迎者等、29 その他特記事項	
記録範囲	公立保育所への入所が内定した児童及びその保護者	
記録情報の収集方法	保護者からの記入により提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	□　法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☑　法第 60 条第 2 項第 2 号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □　有　　□　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	要保護児童記録台帳	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局保育児童部保育運営支援課	
個人情報ファイルの利用目的	入所児童の保育のため	
記録項目	1 記録日・記録者 2 児童名、3 生年月日、4 入所保育所名、5 性別、6 住所・電話番号、7 保護者名・年齢、8 身長・体重、9 保育歴・出席状況、10 虐待したと思われる人、11 家族構成、12 傷の位置、13 虐待の種類、14 虐待の程度、15 現在の家庭や保護者・子どもの様子、16 その他気付いた点、17 終結日、18 把握・非変動・家庭・養育者・子ども・養育状況・態度・サポートの状況、19 経過記録、20 問題点	
記録範囲	公立保育所入所児童	
記録情報の収集方法	保育記録や保護者からの聞き取りなどによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	□　法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☑　法第 60 条第 2 項第 2 号 （手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有　　□ 無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	保育所児童保育要録	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局保育児童部保育運営支援課	
個人情報ファイルの利用目的	こどもに関する情報を共有し、就学する児童の育ちを支えるため	
記録項目	1 児童名・住所、2 性別、3 生年月日、4 保護者名・住所、5 入所日・卒所日、6 就学先、7 保育所名、8 施設長名、9 担当保育士名、10 保育に関する記録	
記録範囲	公立保育所入所児童のうち、小学校へ入学する児童	
記録情報の収集方法	公立保育所保育児童台帳からの転記	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	小学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	□　法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☑　法第 60 条第 2 項第 2 号 （手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有　　□ 無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童名簿	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局保育児童部児童課	
個人情報ファイルの利用目的	児童ホームに在籍する児童に係る事務に利用する	
記録項目	1 氏名、２住所、３住基個人番号、４電話番号、５生年月日、６年齢、７性別、８住基世帯番号、９続柄、10 住民日、11 障害状況、12 指数、13 就労状況、14 階層区分、15 生活保護該当、16 ひとり親該当、17 住民税均等割、18 所得割、19 扶養人数、20 異動状況、21 利用（希望）施設、22 利用（希望）期間、23 学年、24 小学校区、25 口座適用年月、26 金融機関情報（支店、口座種別、口座番号、口座名義人）、27 保育料金額、28 調定金額、29 納付金額、30 還付金額、31 納期限、32 督促納期限、33 記事	
記録範囲	児童ホーム利用申請者を提出した者（平成 15 年度以降）	
記録情報の収集方法	申請者（保護者）から提出される申請書による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有　☑ 無	
備　考		